



まい・あみ・アンバサダーの蓮沼美弥佳さん(写真左)と大澤愛奈さん(写真右)



予科練平和記念館でレンタサイクルを借りることができます



主な内容

参議院議員通常選挙	3
フレンドリータウンデイズ2019阿見の日	4
紹介します！令和元年度の区長さん	18
総合健診等の申込受付開始	26
まい・あみ・まつり2019の実行委員等紹介	30

レンタサイクルを使ってみませんか？

予科練平和記念館では、平成30年度よりレンタサイクルの貸し出しを行っています。簡単な手続きでレンタサイクルを利用することができますので、皆さんもサイクリングに出かけてみませんか？

今回、まい・あみ・アンバサダーの蓮沼美弥佳さんと大澤愛奈さんが、実際にレンタサイクルを利用してサイクリングへ出かけました。(2ページに関連記事があります)

『レンタサイクルで阿見町を周遊しよう!』

4月上旬、まい・あみ・アンバサダーの蓮沼美弥佳さんと大澤愛奈さんが、水郷筑波広域レンタサイクル事業実行委員会で開催しているレンタサイクルで、町のオスメスポットを周遊してみました。

▼レンタサイクルの借り方

レンタサイクルは左記の手順で簡単に利用できます

①事前予約：利用日の3日前までに電話・ファクシミリ・メールで下記各種予約先に申し込む

②貸出：予約した貸出施設(予科練平和記念館等9か所)で身分証を提示し、料金を支払い自転車を借りる

▼予科練平和記念館から出発!

それでは、サイクリングへ出かけてみましょう!

まずは、貸出施設の予科練平和記念館をスタートし、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のルートに設定されている霞ヶ浦湖畔へ。

霞ヶ浦を一望しながら、湖畔沿いを走行し、いきいき茨

城ゆめ国体セーリング競技会場を横目に島津小公園でひと休みしました。



島津小公園

次に訪れたのは、町内にある桜スポット。茨大通りを抜けて、県立茨城医療大学前の



通りへ。幻想的な桜のトンネルに見とれ、思わず立ち止まってしまいました。
お昼は、町内の飲食店舗で春の旬「筍」づくしの料理を堪能しました。

▼雪印メグミルク(株)阿見工場・愛菜園へ

午後からは、阿見東部工業団地にある雪印メグミルク(株)阿見工場へ。工場では、楽しみにしていた工場見学やVR視覚体験で、チーズやマーガリンの製造工程を詳しく学びました。※工場見学は事前に下記各種予約先へ電話予約が必要です



雪印メグミルク(株)阿見工場

帰路の途中でJA水郷つくばが運営している直売所「愛菜園」に立ち寄り、旬のあみ野菜をゲットして、レンタサイクルの返却先である予科練平和記念館へ戻りました。

今日は町の見どころを満喫できた有意義な1日でした。



愛菜園

●サイクリングをしてみたい 蓮沼美弥佳さん



今回、予科練平和記念館から阿見町周辺のサイクリングをしました。

初めてのロードバイクでしたが、霞ヶ浦沿いの景色や風がとても気持ちよかったです。雪印メグミルク(株)阿見工場では、チーズの香りに包まれながら、普段から私たちが食べているチーズやマーガリンについて楽しく学べました。

お子さまから大人まで、ご家族でサイクリングを楽しんでみてください。

●大澤愛奈さん



今年開催される茨城国体セーリング競技会場などをサイクリングしました。暖かい春の風を感じ、筑波山もよく見えたこの風景は、阿見町の魅力のひとつだと思います。

雪印メグミルク(株)阿見工場は、工場内がともきれいで広く、VRを使用した説明も交えて、チーズができるまでの工程や工夫を知ることができます。皆さまもぜひ体験してください。

▼各種予約先

▼レンタサイクル：株式会社ラクスマリーナサイクリング
プロジェクトサポートデスク
☎ 82212437 ☎ 822612000
rental-bicycle@ibaraki-cycletourism.com

▼雪印メグミルク(株)阿見工場

見学：雪印メグミルク(株)阿見工場(土・日・年末年始・休館日を除く、午前9時～正午、午後1時～4時30分)
☎ 82915236



■今回の選挙で投票できる人

満18歳以上の日本国籍を有する人で、登録の基準日まで引き続き3か月以上町に住み、住民基本台帳に登録されている人

※ただし、登録の基準日現在に町に住んでいない人でも、3か月以上住んでいたことのある人は、町の選挙人名簿に登録される場合があります

■投票の方法

今回の選挙は、『選挙区選出議員選挙』と『比例代表選出議員選挙』の2種類です。したがって、選挙人1人がそれぞれの選挙で1票ずつ投票することになります。

▼選挙区選出議員の投票用紙には、候補者氏名を書いて投票してください

▼比例代表選出議員の投票用紙には、候補者氏名または政党名を書いて投票してください

参

議院議員通常選挙が7月に実施される予定です。今回の選挙は、国政を任せる人を選ぶ重要な選挙です。皆さんの大切な一票、棄権しないでそろって投票しましょう。※投・開票状況は町ホームページで速報します

●公示日・投票日：未定(5月1日現在) ●投票時間：午前7時～午後8時 ●投票場所：町内17投票所(入場券に記載・町ホームページにも掲載中)

■期日前投票

投票日当日に、仕事やレジャーなどで投票ができない人は、期日前投票をすることができます。なお、7月の参議院議員通常選挙より期日前投票所が左記のとおり2か所となります。期日前投票は、ご自身の投票区にかかわらずいずれかの投票所で投票することができます。

※場所により期間・時間が異なりますので、ご注意ください

場所 ①役場 ②本郷ふれあいセンター
期間 ①公示日の翌日から投票日の前日までの16日間 ②投票日前5日から投票日の前日までの5日間
時間 ①午前8時30分～午後8時 ②午前9時30分～午後8時

持参するもの 投票所入場券(入場券がなくても、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます)

※期日前投票を利用される人で、事前に宣誓書の記入を希望される場

合は、入場券の裏面に必要事項を記入の上、ご持参ください(投票日当日に投票する場合は、宣誓書票所で宣誓される場合は、宣誓書の記入は不要です)

●投票所入場券

入場券は封書形式で世帯主宛てに送付されます。封書の中には同一世帯最大6人分の入場券が封入されていますので、封書が届きましたら圧着部をはがし、切り取り線に従って個人ごとに切り離して、投票所へお持ちください。世帯の人数が7人以上の場合は、封書が複数枚届きます。

●他市町村で不在者投票

出張等で投票日当日の投票や期日前投票ができない人は、町選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の到着後、滞在地の選挙管理委員会が指定する場所での不在者投票をすることができます。

※この場合、投票用紙の請求・投票後の手続きに時間がかかります。

お早めに請求・投票してください

●郵便による不在者投票

郵便による不在者投票は、身体に重度の障害等がある人が自宅で投票できる制度です。この投票は事前に『郵便投票証明書』の申請が必要です。

また、投票日の4日前までに投票用紙等の交付を請求しなければならぬなど期日の制限もあります。

希望する人は、お早めに町選挙管理委員会までお問い合わせください。

■代理投票・点字投票

心身の故障やその他の事由で、投票用紙に自書できない人は、投票所の係員が代筆します。また、目の不自由な人は、点字で投票することができます。代筆を希望する人・点字器を利用する人は当日係員に申し出てください。

■その他

指定病院等における外部立会人を募集しています。詳細は、町選挙管理委員会までお問い合わせください。※選挙公報は新聞折り込みで配布します。役場・つすし出張所・町公民館等にも据え置きますのでご利用ください。また、町ホームページにも掲載予定です



鹿島アントラーズ FC フレンドリータウンデイズ 2019 「阿見の日」

政策秘書課 ☎888-1111 (283)

7月6日(土)開催

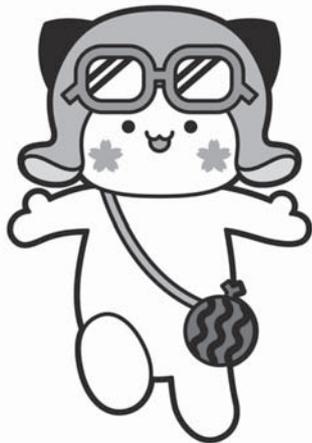
J1リーグ第18節
鹿島アントラーズ VS ジュビロ磐田
午後7時キックオフ(開場:4時)
県立カシマサッカースタジアム

夏のおでかけにいかがですか?

今年フレンドリータウンデイズにも町マスコットキャラクターの「あみっぺ」がサポーターとして登場します。皆さんもぜひスタジアムにお越しください。待っています!

ステージイベントの見どころを紹介します!! ※イベント内容は変更になることがあります

●ステージイベントは、午後4時ごろから2階コンコースで実施します



◀阿見町公式マスコットキャラクター
あみっぺ
町の公式マスコットキャラクター「あみっぺ」と記念撮影ができます。たくさんのお友だちが来てくれるといいな!



▶ねばる門には福来たる! ねばねば音頭、みんなで踊って応援しよう!

▶霞ヶ浦高等学校チア・ダンス部
躍動感あふれる演技が魅力の霞ヶ浦高等学校チア・ダンス部。今年も元気で笑顔いっぱいのステージをお届けします



町の特産品販売

- ▼時間:午後4時ごろから
 - ▼場所:2階コンコース
- 町特産品の販売を行います。ぜひご賞味ください。



▲ヤーコンのコンちゃん





©KASHIMA ANTLERS

◀鹿島アントラーズ

スタジアムで待っています。応援よろしく
お願いします！



まいあみちゃん▶

いきいき茨城ゆめ国体のPRグッズの
配布も行います！



◀あみろん

ねばねば音頭で、ステージを
盛り上げます！



試合へのご招待・ご優待 インターネットからチケットを申し込もう！

今年から入場にはダウンロードしたQRコードが必要になります。スマートフォン等で事前にチケットを
取得していただき、当日入場の際、QRコードを各ゲートの専用端末にかざすことでゲートから直接
入場することができます。

▼料金:

種別	料金	対象者
ご招待	無料	高校生以下・65歳以上の人・町内に在住・在勤・在学の人・アントラーズファンクラブ会員
ご優待	1,000円	上記以外の町内に在住・在勤・在学の人

▼申込期間:7月3日(水)まで

▼申込方法:申込専用サイト (<https://www.so-net.ne.jp/antlers/lp/ami-ticket>) で申し込む(「ご招待」
の対象者は最大4枚、「ご優待」の対象者は最大1枚、チケットを申し込むことができます)

※下記QRコードからもアクセスできます(このQRコードは申込専用です。このQRコードを
使用して入場することはできません。ご注意ください)

▼対象座席:イーストゾーン(定員あり、5・6ゲートから入場)・サポーターズシート(3ゲートから入場)

▼その他:▼お申し込みにはJリーグIDが必要です。JリーグIDをお持ちでない人は、JリーグIDを取得してか
らお申し込みください。申し込む環境がない人は、当日発券しますので身分証明書をご持参ください

▼町内に在住・在勤・在学していない人はお申し込みできません

▼町内に在住・在勤・在学であることを証明するものを当日確認させていただく
場合があります

▼詳細は下記にお問い合わせください

▼問い合わせ:鹿島アントラーズコールセンター ☎ 0299-82-5555(午前10時~午後4時)



▶ QRコード



阿見町開催競技セーリング

茨城国体開催まであと 127日

AMI 国体ニュースでは茨城国体開催に向けて阿見町に係る国体の様々な情報を発信していきます!!

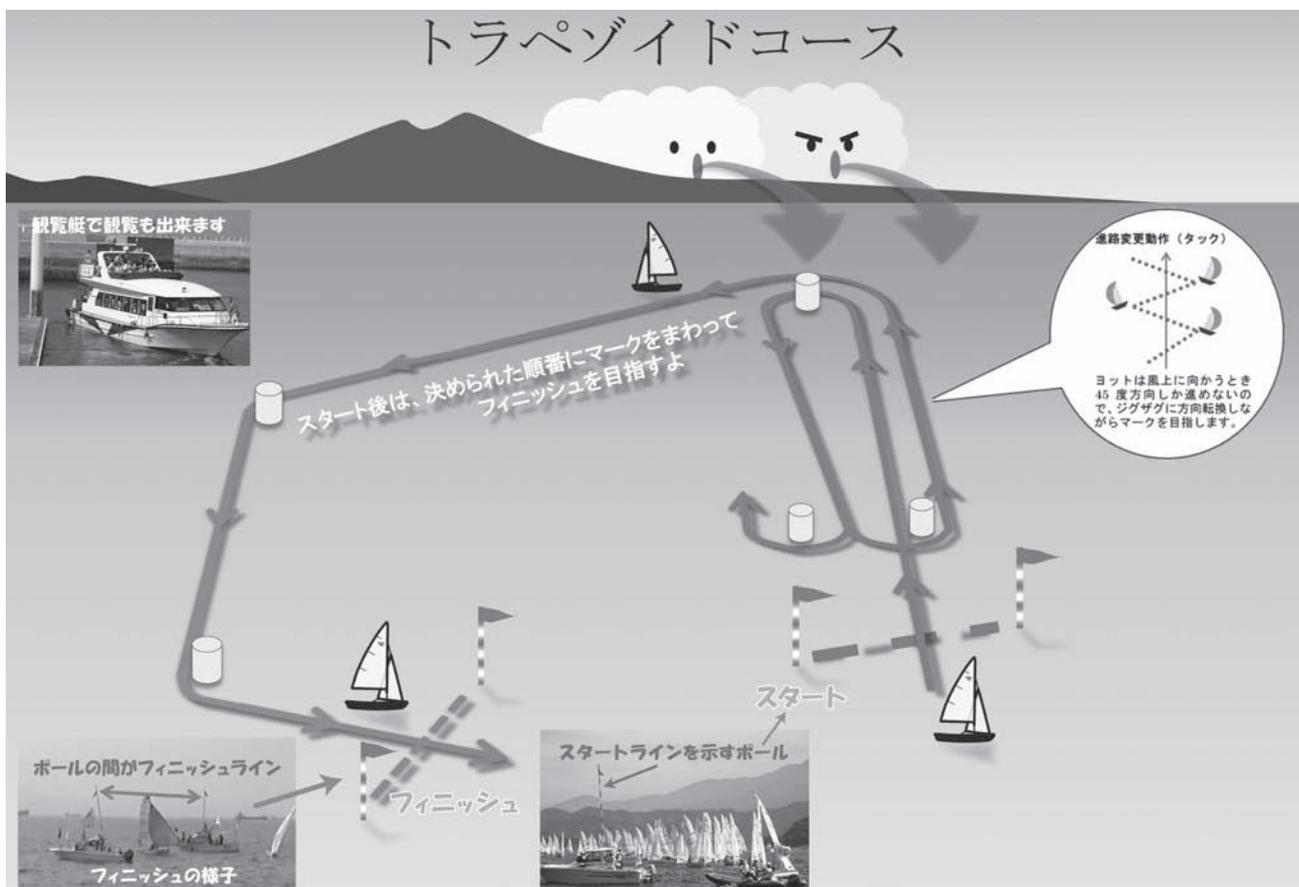
まもなく開催! 茨城国体セーリング競技会

町では、9月29日(日)から10月2日(水)の4日間、町霞ヶ浦セーリング特設会場でいきいき茨城ゆめ国体セーリング競技会が開催されます。これまでも国体ニュースでは、国体やセーリング競技について紹介してきましたが、開催目前となった今回、改めてセーリング競技の見どころを紹介します。

🚢 セーリングとは

セーリングは、オリンピックでは1896年の第1回アテネ大会から採用されている長い歴史を持つスポーツで、国体でも第1回大会から実施されています。昔はヨット競技と呼ばれていましたが、現在はウインドサーフィンも含めて、風の力で進むことを意味する「セーリング(帆走)」という呼称が使われています。

セーリング競技は、レース海面に設置されたマーク(ブイ)を決められた順序で決められた回数をまわり、その順位を競います。↓コースの一例：トラペゾイドとは英語で台形のこと





いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

セーリング競技の見どころ (写真は去年のリハーサル大会の様子)

コースは湖岸から離れたところにあるので、岸から見てもレースの様子はよく分かりません。そこで会場には大型のモニターを設置し、解説付きのレース中継を見ることができるようになっています(インターネット配信も行っています)。また、観覧艇に乗るとレースをより間近に解説付きで見ることができます。



大型モニターで観戦する様子▶

★自然を読む力

セーリングは、風や潮の流れといった常に変化する自然を相手にしているため、その自然状態をいち早くつかむことが勝負のカギとなります。その日の天候や風向き、会場の地形、周辺環境の変化から風を読み、いち早くゴールできるコース取りを誰が最初につかむのか、それが一番の見どころです。

★スタートの駆け引き

セーリングのスタートラインは、2隻の運営艇にそれぞれ掲げたポールの間にかかれた「見かけのライン」で、目で見えるラインではありません。

セーリングは風上に向かってスタートするので、スタートで出遅れると、自分より風上側に位置した他の艇によって風が乱され、不利な状況になってしまいます。スタート前の位置取りからレースは始まっているのです。

なお、走るルートが無限にあるセーリングでは、スタート直後から方向転換してヨット同士が交差したりもします。しかし、スタートの瞬間だけは一列に同じ方向を向くため、映える写真を狙うならこの瞬間がベストです。



スタートラインを示すポール

横一列に並んだ艇が一斉にスタート!

★マーク回航(マークをまわること)での競り合い

艇が集まるマーク周辺では、接触や進路妨害等の違反が発生しやすくなります。違反をしてしまうとペナルティが課せられたり、失格となってしまうこともあるので、最善の針路を見極める判断力と、スムーズに回航する操船技術が必要とされます。

また、ばらばらに針路をとるため順位がわかりにくいセーリングでは、マーク回航はレース中の順位がはっきりわかるポイントでもあります。



マークに向かってすべての艇が集まってきます

国体リストバンドをつけて会場に行こう★キャンペーン

国体開催まであと127日となりました! 実行委員会では『国体リストバンドをつけて会場に行こう★キャンペーン』を実施しています。

国体開催100日前イベントや、まい・あみ・まつり等のイベントで配布される「国体リストバンド」をつけて、茨城国体セーリング競技会を見に会場へ来てくれた人には、いばラッキーグッズをプレゼントします。

リストバンドは全部で5色、イベントによって配布される色が違います。複数の色を手に入れた人にはさらに素敵な景品を用意しています。



公表します

町職員の給与・定員管理等

総務課職員第一・第二係 ☎888-1111(741)

1. 総括

① 人件費の状況 (平成 29 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成 30 年 1 月 1 日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成 28 年度 の人件費率
47,506 人	17,310,974 千円	678,500 千円	2,346,262 千円	13.6%	14.2%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます

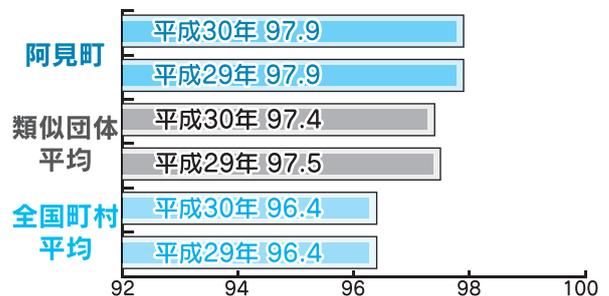
② 職員給与費の状況 (平成 29 年度普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				1 人あたり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
274 人	1,041,571 千円	161,901 千円	404,307 千円	1,607,779 千円	5,868 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません 2 職員数は、平成 29 年 4 月 1 日現在の人数です 3 給与費については、任期付短時間勤務職員 (再任用「短時間勤務」) の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません

③ ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

区分	指数	
	平成 29 年	平成 30 年
町	97.9	97.9
類似団体平均	97.5	97.4
全国町村平均	96.4	96.4



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成) を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表 (一) 適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です 2 類似団体平均とは、人口規模・産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

④ 給与制度の総合的な見直しの実施状況について

▼概要: 国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% の引下げおよび地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている

▼給料表の見直し: 実施 ▼給料表の改定実施時期: 平成 27 年 4 月 1 日

▼内容: 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2% 引下げ。激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (各項目とも平成 30 年 4 月 1 日現在)

① 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

▼一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
町	41.7 歳	314,369 円	369,208 円	333,781 円
県	42.7 歳	332,168 円	417,758 円	376,468 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.2 歳	305,233 円	367,802 円	339,790 円

▼技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
町	56.8歳	325,438円	346,626円	335,188円
うち用務員	58.3歳	331,571円	341,228円	338,857円

対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	年収ベース公務員(C)	年収ベース民間(D)	C/D
用務員	55.6歳	207,200円	1.65	5,618,236円	2,808,700円	2.00

- (注) 1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調査』において公表されているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用しています(平成27年～平成29年の3か年平均)
 4 技能労務職の民間との比較において、年齢・業務内容・雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません
 5 年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です

②職員の初任給の状況

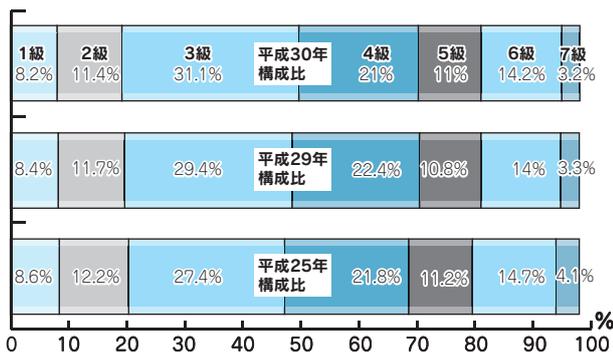
区分	町	国
一般行政職	大学卒	179,200円
	高校卒	147,100円
技能労務職	高校卒	144,500円
	中学卒	136,500円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	学歴	経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満	経験年数 20年以上 25年未満	経験年数 25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	272,600円	307,300円	356,600円	379,200円
	高校卒	228,700円	244,000円	335,600円	363,700円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	282,500円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)



区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	18人	8.2%	142,600円	247,100円
2級	主事	25人	11.4%	192,700円	303,800円
3級	主任	68人	31.1%	228,900円	349,600円
4級	係長	46人	21.0%	262,000円	380,600円
5級	課長補佐	24人	11.0%	288,000円	392,600円
6級	課長	31人	14.2%	318,500円	409,800円
7級	部長	7人	3.2%	362,300円	444,500円

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

②昇給への人事評価の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日までにける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	—		—	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成 29 年度）

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です

区分	町		県		国	
平均支給額	1人あたり平均支給額 1,518千円		1人あたり平均支給額 1,750千円		-	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60月分 (1.45月分)	1.80月分 (0.85月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.80月分 (0.85月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.80月分 (0.85月分)
加算措置の状況	職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

○ 勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

② 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	町		国		
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年	
支給率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人あたり平均支給額	17,966千円		-		

（注）退職手当の1人あたり平均支給額は、平成 29 年度に退職した職員に支給された平均額です

③ 地域手当 支給なし

④ 特殊勤務手当 支給なし

⑤ 時間外勤務手当

	平成 28 年度決算	平成 29 年度決算
支給実績	89,073千円	98,101千円
職員 1人あたり平均支給年額	358千円	385千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

⑥ その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 29 年度決算)	支給職員 1人あたり平均支給年額 (平成 29 年度決算)
扶養手当	▼配偶者 6,500円 ▼子 10,000円 ▼特定期間（16～22歳）の加算額 5,000円 ▼父母等 6,500円	同じ	-	21,430千円	220,931円
住居手当	借家：月最高限度額 27,000円	同じ	-	10,385千円	266,273円
通勤手当	▼公共交通機関利用者／定期券代等の実費： 月最高限度額 55,000円 ▼自動車等利用者／通勤距離片道 2km 以上の 場合に距離に応じて 2,000～31,600円	同じ	-	7,819千円	53,922円
管理職手当	▼支給対象職員： 部長 65,000円、課長 40,000円、施設長 30,000円など	異なる	役職における 手当額が異なる	18,615千円	517,086円

（注）管理職手当については、平成 16 年 7 月 1 日から 20%削減しています

5. 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区分		月額		
給料	町長	722,000円	期末手当	平成29年度 支給割合 3.3月分
	副町長	585,000円		
報酬	議長	369,000円		
	副議長	330,000円		
	議員	313,000円		
退職手当	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	給料月額×在職年数×550/100	15,884,000円	任期毎
	副町長	給料月額×在職年数×310/100	7,254,000円	任期毎

(注) 1 退職手当(1期の手当額)は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です

2 町長給料15%削減、副町長・教育長給料10%削減を平成17年7月1日から実施しています

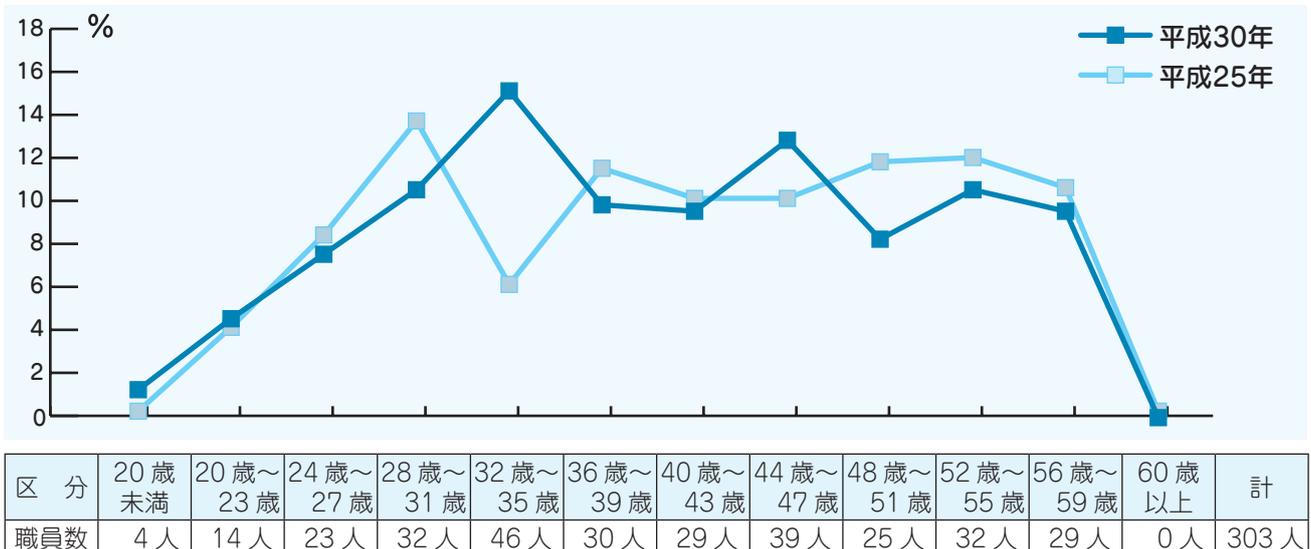
6. 職員数の状況

①部門別職員数と主な増減理由(各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由	
部門		平成29年	平成30年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3人	3人	0	
		総務	75人	79人	4	国体業務増等による増
		税務	21人	21人	0	
		民生	76人	75人	▲1	育児休業職員復帰による他部門への異動
		衛生	21人	25人	4	健康増進業務の充実に伴う保健師の増等
		農林水産	10人	10人	0	
		商工	6人	6人	0	
		土木	24人	25人	1	立地適正化計画策定業務の増
	小計	236人	244人	8	〈参考〉人口1万人あたり職員数 ▼町:51.36人 ▼類似団体:50.68人	
	教育部門	38人	33人	▲5	新小学校建設業務の終了に伴う減等	
小計	274人	277人	3	〈参考〉人口1万人あたり職員数 ▼町:58.31人 ▼類似団体:64.74人		
公営企業等	水道	4人	4人	0		
	下水道	5人	6人	1	法適化業務の増	
	その他	15人	16人	1	育児職員の補充に伴う増	
	小計	24人	26人	2		
合計	298人 [406人]	303人 [406人]	5	〈参考〉人口1万人あたり職員数 63.78人		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です 2 []内は、条例定数の合計です

②年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)



7. 公営企業職員の状況（水道事業）

① 職員給与費の状況

▼決算（平成 29 年度）

総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	平成 28 年度の総費用に 占める職員給与費比率
946,278 千円	84,560 千円	30,230 千円	3.2%	5.2%

職員数 A	給 与 費				1 人あたり給与費 B / A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4 人	15,236 千円	4,318 千円	3,876 千円	23,430 千円	5,858 千円

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません
2 職員数は、平成 30 年 3 月 31 日現在の人数です

② 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	40.5 歳	327,833 円	478,341 円
団体平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます

③ 職員の手当の状況

▼期末手当・勤勉手当（平成 29 年度）

区分	水道事業	一般行政職
1 人あたり平均支給額	969 千円	1,518 千円

- (注) 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

▼退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

	水道事業			一般行政職	
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1 人あたり平均支給額	—	—	1 人あたり平均支給額	—	17,966 千円

- (注) 1 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです
2 一般行政職の退職手当の 1 人あたり平均支給額は、平成 29 年度に退職した職員に支給された平均額です

▼時間外勤務手当

支給実績（平成 29 年度決算）	2,562 千円
職員 1 人あたり平均支給年額（平成 29 年度決算）	512 千円
支給実績（平成 28 年度決算）	2,296 千円
職員 1 人あたり平均支給年額（平成 28 年度決算）	459 千円

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

▼その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）（※）は平成 29 年度決算額です

手当名	内容および支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績（※）	支給職員 1 人あたり 平均支給年額（※）
扶養手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	432 千円	216,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	216 千円	216,000 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	188 千円	62,717 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	473 千円	472,800 円

問い合わせ：総務課職員第一・第二係 ☎ 888-1111 (741)

平成30年度の運用状況を報告します！

情報公開制度

個人情報保護制度

総務課文書法制係 ☎888-1111 (214)



情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求め、権利をすべての人に保障するものです。

▼請求できる人：どなたでも請求できます

▼請求の方法：請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページで取得することができます

▼公開請求に対する決定：請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法：お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行います、その内容について担当者がご説明します

▼平成30年度の運用状況：11件の公開請求がありました（左表参照）

公開請求の決定状況	件数
公開	6
一部公開	3
非公開	1
不存在	1
合計	11

▼公開請求の内容：実施機関別の請求内容は、左表のとおりです

実施機関	件数	主な内容	
町長	町長公室	1	筆界等関係記録
	総務部	5	契約関係書類・住居表示台帳図 筆界等関係記録
	町民生活部	2	動物愛護事業関係書類 行政区関係書類
	産業建設部	1	寄附採納関係書類
町教育委員会	2	小中学校心臓検診の結果	

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求することができる仕組みです。

▼請求できる人：自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることが出来ます

▼請求の方法：請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。その際、本人またはその法定代理人であることの確認のため、運転免許証など身分証明書の提示が必要です

▼開示請求に対する決定：情報公開制度の公開請求に対する決定と同じ

▼開示方法：お知らせした日時に、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します。その際も、請求者が本人または法定代理人であることの確認のため、運転免許証など身分証明書の提示が必要です

▼訂正・利用停止の請求：請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報が条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を求めることができます

▼平成30年度の運用状況：5件の開示請求がありました。請求内容は左表のとおりです。そのほか、訂正・利用停止の請求はありませんでした

公開請求の決定状況	件数
公開	3
一部公開	2
非公開	0
不存在	0
情報提供	0
合計	5

実施機関	件数	主な内容	
町長	総務部	1	契約関係書類
	町民生活部	2	住民記録関係書類
	保健福祉部	1	外出支援サービス事業関係書類
町教育委員会	1	児童生徒に係る通知関係書類	

町・県民税（住民税）の 公的年金からの 特別徴収（天引き）制度

65 歳以上
の人



税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

65 歳以上の公的年金を受給されている人のうち、住民税を納付する義務がある人について、公的年金にかかわる住民税を年金から天引きする制度です。平成 21 年 10 月支払い分の年金から導入されました。

対象者

公的年金の受給者で以下のすべてを満たす人

- ▼ 65 歳以上（4 月 1 日現在）である
 - ▼ 公的年金にかかる住民税の納税義務がある
 - ▼ 年額 18 万円以上の老齢基礎年金等を受給している
 - ▼ 介護保険料が公的年金から特別徴収されている
 - ▼ 所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えない
- ※ご自身が対象になっているかどうかは 6 月中旬ごろに町から送付する住民税の税額決定・納税通知書でご確認ください。なお、65 歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して給与から天引きする制度となります

徴収される税額

公的年金からは公的年金の所得にかかる税額のみを天引きします。

公的年金以外の所得（給与・不動産など）にかかる税額は年金から天引きはせずに、普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの天引きで納めていただくことになります。

対象となる年金

老齢等年金給付（老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金など） ※ 遺族年金や障害年金は対象外

徴収方法および税額

新しく特別徴収を開始する年度の徴収方法

上半期（6 月・8 月）：年税額の 4 分の 1 ずつ徴収し、普通徴収（納付書または口座振替）で徴収

下半期（10 月・12 月・翌年 2 月）：年税額の 6 分の 1 ずつ徴収し、特別徴収（年金からの天引き）で徴収

期別	上半期	下半期
徴収方法	普通徴収（納付書・口座振替）	特別徴収（年金からの天引き）
課税月	第 1 期（6 月）・第 2 期（8 月）	10 月・12 月・翌年 2 月
税額	それぞれ年税額の 4 分の 1 を徴収	それぞれ年税額の 6 分の 1 を徴収

■特別徴収が継続される2年目以降の徴収方法

上半期・下半期ともに特別徴収。

上半期については、普通徴収（納付書または口座振替）となる場合があります。※1

期別	上半期（仮徴収）	下半期（本徴収）
徴収方法	特別徴収（年金からの天引き）	特別徴収（年金からの天引き）
課税月	4月・6月・8月	10月・12月・翌年2月
税額	それぞれ前年度の公的年金に係る年税額の6分の1を徴収（※1）	それぞれ年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1

※1 仮徴収は、前年度において本徴収されていた人が対象になります。そのため、前年度の下半期の本徴収が出なかった人や、前年度途中で下半期の本徴収が停止となった場合などは、翌年度の上半期の仮徴収は行われませんので、普通徴収（第1期・第2期）となり納付書または口座振替により納めていただくこととなりますので、ご了承ください

仮徴収税額が還付となる人

税額は6月に決定しますが、当該年度の税額決定前に仮徴収額（4月・6月・8月）が決定されるため、今年度の税額が昨年度より大きく下がった人などについては、決定した税額が仮徴収の金額よりも少なくなる場合があります。

この場合、実際に年金から仮徴収額が天引きされた後に、納め過ぎとなった差額を還付させていただきます。

還付手続きの通知につきましては、年金保険者から町に納入されたことが確認された月ごとに「過誤納金還付（充当）通知書」を発送させていただくことから、複数回に分かれることがありますのでご了承ください。

※上記の場合、納税通知書に記載された仮徴収税額（4月・6月・8月）は、実際に公的年金から徴収される税額であり、課税計算により算出された税額とは異なります

特別徴収が中止になる場合

次のような場合には特別徴収が中止となり、普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくこととなります。

- ① 介護保険料が公的年金から特別徴収されないとき
- ② 公的年金から特別徴収されている人が亡くなったとき（普通徴収の納税通知書は、相続の対象となる親族の人へ送付します）
- ③ 所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えるとき
- ④ 町を転出し、町の介護保険被保険者でなくなったとき
- ⑤ 住民税の税額が変更となったとき

※④⑤のケース（転出や税額変更があったとき）についても、一定の要件のもと、特別徴収が継続される場合があります

税の公平性・適正な賦課

個人 町・県民税（住民税）について

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152)

住民税の税率

種類	町民税	県民税	合計
均等割	3,500 円（※ 1）	2,500 円（※ 2）	6,000 円
所得割	6%	4%	10%

※ 1 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に基づき、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成 26 年度から令和 5 年度まで 500 円が加算されました

※ 2 森林湖沼環境税の導入により平成 20 年度から令和 3 年度まで 1,000 円が加算された額となっています。なお、個人県民税の均等割の税率についても、※ 1 同様、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成 26 年度から令和 5 年度まで 500 円が加算されました

住民税が課税されない

均等割も所得割もかからない人

▼生活保護法により生活扶助を受けている人

▼障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下（給与所得者の年収に直すと 204 万 4 千円未満）

均等割がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

▼控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：

28 万円 ×（本人 + 控除対象配偶者および扶養親族の数）+ 16 万 8 千円

▼控除対象配偶者、扶養親族がない人の場合：28 万円

所得割がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

▼控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：35 万円 ×（本人 + 控除対象配偶者および扶養親族の数）+ 32 万円

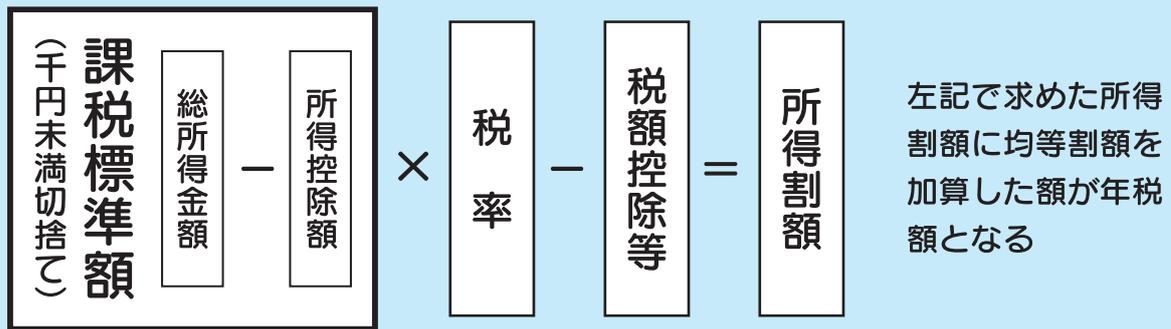
▼控除対象配偶者、扶養親族がない人の場合：35 万円

▼所得控除の合計額が総所得金額を上回る人

納期および納税の方法

区分	納期および納税の方法
普通徴収	事業所得者などの人の住民税は、役場から送付する納付書により、6 月・8 月・10 月・翌年 1 月の年 4 回の納期に分けて納付していただく方法です
特別徴収	給与所得者の住民税は、給与の支払者が毎月の給与の支払いの際にその人の給与から住民税を天引きし、これを翌月の 10 日までに町に納入することになっています。これを給与からの特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます
公的年金から特別徴収	65 歳以上の公的年金を受給されている人のうち、住民税を納付する義務がある人について、公的年金にかかる住民税を年金から天引きする制度です

税額計算の流れ



所得金額

所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費や給与所得控除額などを差し引いたものです。所得が多数ある場合は、それぞれの所得金額を算出し、それらを合計します。

所得控除の主な種類

所得控除は、生活の個々事情（扶養者数、医療費の出費等）を反映させ、個々の事情に合わせた税負担となるよう考慮するものです。

所得控除の区分	内容
医療費控除	前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるとときに受けることができる
社会保険控除	自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等）を納めた場合において、その支払った金額について所得控除を受けることができる
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合において、一定の金額の所得控除を受けることができる
障害者控除	自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が障害者にあてはまる場合において、一定の金額の所得控除を受けることができる
寡婦・寡夫控除	納税者が寡婦または寡夫であるときに一定の金額の所得控除を受けることができる
配偶者控除	生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が38万円以下である場合に一定の金額の所得控除を受けることができる（自己の所得金額が1千万円を超える場合は対象外）
配偶者特別控除	配偶者控除の適用がない人で、自己の所得金額が1千万円以下であり、かつ配偶者の所得が38万円を超え123万円以下の場合は、自己および配偶者の所得金額に応じて一定の金額の所得控除を受けることができる
扶養控除	控除対象の扶養親族となる人がいる場合に一定の金額の所得控除を受けることができる
基礎控除	他の所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に適用される

税額控除の主な種類

税額控除の区分	内容
調整控除	所得税と住民税の人的控除（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するための控除
税額調整	住民税所得割の非課税基準を若干上回る所得を有する人の税引き後の所得金額が、非課税の人の所得金額を下回ることのないように税額を減ずる調整措置
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、一定の算出方法で算出した金額を、翌年度分の住民税所得割額から控除
寄付金税額控除	前年中に都道府県、市町村や特定の団体に2,000円を超えて寄附した場合、一定の算出方法で算出した金額を所得割額から控除

紹介します！ 令和元年度の 区長さん



阿見台
藤山 英夫



中郷西
村山 高良

阿見中 地区

23 行政区



行政区・氏名（敬称略）



中央西
酒井 一彦



中央東
小野 哲



西方
蛭原 一義



宿
湯原 亮



北
藤田 充



西郷
平本 二郎



一区南
木村 茂



三区下
三石 安



三区上
柳橋 則男



鈴木
佐藤 喜一



中央北
糸賀 忠



中央南
鴻巣 道明



中吉原
吉田 明



上吉原
佐藤 正一



大砂
左右田 勇



富士団地
山口 道子



上郷
大久保 正幸



一区北
江幡 英男



二区北
南雲 明夫



住吉
江口 美清

朝日中 地区

15 行政区



福田
木村 袈裟生



新山
齊藤 久芳



下吉原
宇都木 久夫



シンワ
鈴木 進



本郷
須藤 活久



下本郷
横田 芳明



上本郷
宮本 正巳



一区
櫻井 昭



二区南
佐々木 茂文

● 町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

 <p>筑見 田口 敏見</p>	 <p>上長 角 慶一郎</p>	 <p>下小池 横田 健一</p>	 <p>上小池 吉田 敬</p>	 <p>実毅 野口 賢</p>	 <p>中根 下山 昇</p>
 <p>青宿 長南 和典</p>	 <p>立ノ越 本多 勲</p>	 <p>中郷東 長南 幸雄</p>	 <p>岡崎 松本 康雄</p>	<p>竹来中 地区 28 行政区 ←</p>	<p>寺子 海老原 信行</p>
 <p>曙東 尾崎 勝男</p>	 <p>白鷺団地 出口 豊</p>	 <p>大室 大崎 信也</p>	 <p>霞台 神生 敏晴</p>	 <p>廻戸 山崎 新藏</p>	 <p>新町 橋本 久</p>
 <p>塙 栗原 宜行</p>	 <p>石川 松本 一</p>	 <p>大形 渡邊 雄二</p>	 <p>君島 浅野 福造</p>	<p>レイクサイドタウン 村木 貞之</p>	 <p>曙南 葉梨 健次</p>
 <p>下島津 三浦 毅芳</p>	 <p>上島津 倉田 和男</p>	 <p>飯倉二区 高橋 政見</p>	 <p>飯倉 松本 実</p>	 <p>上条 薄田 勝</p>	 <p>追原 竿留 良明</p>
 <p>南平台三丁目 木道 則夫</p>	 <p>南平台二丁目 武藤 次男</p>	 <p>南平台一丁目 梶間 常司</p>	 <p>竹来 吉田 靖男</p>	 <p>掛馬 長沼 正男</p>	 <p>南島津 大竹 忠夫</p>

自助・共助の向上のため

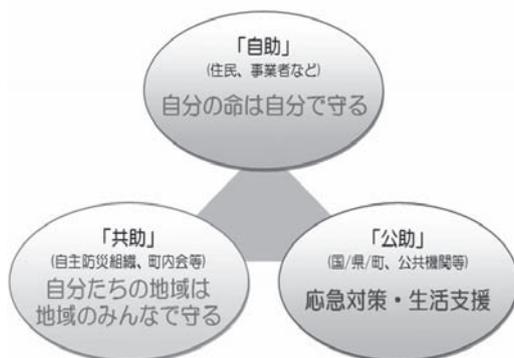
地区防災計画

の策定を推進しています

防災危機管理課防災係 ☎888-1111(277)

地区防災計画とは

住民の災害による被害を未然に防ぎ(防災)、少なくする(減災)ためには、災害に備えて国・県・町が行う「公助」はもちろん重要ですが、自分の命は自分で守る「自助」や、地域の安全は地域で守る「共助」が非常に重要になります。この「自助」「共助」の向上を目的に、地区住民が話し合い、自分の地区の災害時の課題点を再確認し、災害に備えてどうするかを定める計画が「地区防災計画」です。



国・県・町は、災害発生時には全力で応急対策・生活支援活動などの公助に取り組みますが、大規模災害時にはその活動にも限界が出てきます。そのような場合、最も頼りになるのは地域住民による助け合いである共助です。

現在、町では各行政区ごとに自主防災組織という行政区内の防災活動を担当する組織が設立されています。この組織を中心として、地域住民による災害時の各種協力体制を構築したり、住民一人ひとりの防災意識の向上に取り組むには、地区防災計画を策定・活用する事は非常に有効です。

町における防災計画の策定状況

町では、平成28年度より地区防災計画策定支援を実施し、平成30年度までに16地区(※1)での策定を完了し、令和元年度は8地区(※2)での策定を予定しております。今後も継続的に支援事業を実施し、最終的には町内全行政区(66地区)での計画策定を目指していきます。



地区防災計画を策定した行政区の自主防災組織においては、今後、計画に基づいた防災訓練の実践等により、地域の防災力を高めていきます。また、町もこれと協働で各種訓練を行い、共助と公助の連携を強化していきます。

住民の皆さまも、自主防災組織が実施する防災訓練等に積極的に参加して、地域全体で協力しあう環境づくりを進めましょう。

※1…立ノ越、青宿、新町、廻戸、霞台、大室、曙東、大砂、上吉原、中吉原、下吉原、新山、福田、追原、南島津、竹来

※2…岡崎、中郷東、レイクサイドタウン、二区南、下小池、南平台1丁目・2丁目・3丁目

大雨による水害や土砂災害への『備え』を万全に

梅雨や台風の季節を迎えます。6月から10月ごろにかけて、集中豪雨や台風による水害・土砂災害への備えが大切です。

台風等に関する気象情報は、テレビなどによりある程度事前に把握することが可能です。

災害による被害を最小限にするため、日ごろから防災意識を持ち、災害に対する準備、家庭や地域での連携と助け合いにより、安全を守りましょう。

町が発令する避難情報について

災害の危険が迫った場合、緊急度の段階に応じて、避難勧告等の避難に関する情報が発令されますが、避難勧告等の対象区域外であっても、危険だと判断した場合は、自主的かつ速やかに避難を行ってください。避難をした結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えでいましょう。

避難情報が出たら早めの避難行動を！

① 避難準備・高齢者等避難開始	避難の準備を始めてください。 避難に時間を要する人は避難を開始してください。
② 避難勧告	危険が高まっています。 避難を開始してください。
③ 避難指示（緊急）	危険が非常に迫っています。 直ちに避難を完了してください。

土砂災害から身を守りましょう！

土砂災害は突発的に発生し、一瞬にして生命や財産を奪ってしまいます。日頃から下記のような現象には注意し、少しでもおかしいと感じたり、異常な現象を確認したときは、早めに自主避難をしましょう。

※町の土砂災害ハザードマップは、町ホームページまたは防災危機管理課窓口で確認できます

土砂災害が発生しやすい前兆現象の例	
▼がけからの水がにごる	▼地下水や湧き水が止まる
▼斜面のひび割れ、変形がある	▼小石が落ちてくる
▼がけから音がする	▼異様なにおいがする など

いざという時に備え「非常用持出袋」を用意しておきましょう！
懐中電灯や携帯ラジオの予備電池も忘れずに。



防災情報を確認しましょう！

●テレビ・ラジオ

台風等の進路予測、気象予報・警報などが入手できます

●防災行政無線

大雨等の特別警報や土砂災害警戒情報の気象情報、避難勧告等の発令や避難所に関する情報などをお知らせします

※放送内容が聞き取れなかった場合は、下記の電話番号から聞くことができます

☎ 0120-131-813(フリーダイヤル・通話料無料)

●緊急速報メール・エリアメール

緊急地震速報や特別警報のほか、災害・避難情報などが対象エリアにいる人の携帯電話へ配信されます

●あみメール

災害・防犯情報等の緊急情報のほか、町のイベント情報が配信されます。t-ami@sg-m.jp に空メールを送信、もしくは右記二次元コードを読み取り、登録してください

●気象庁・町ホームページ・町公式ツイッターなど



障害のある人もない人も 安心して暮らせる まちづくり

『障害者差別解消法』をご存じですか？

町では、「阿見町第3次障害者基本計画」、「第5期阿見町障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障害者の人権を尊重するため、障害者や関係者そのほか町民全体に障害者差別解消および障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすためのさまざまな施策の推進および啓発に取り組んでいます。

社会福祉課 ☎888-1111 (709)

『障害者差別解消法』の概要

『障害者差別解消法』とは？

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関・地方の公共団体・民間事業者等における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会実現につなげることを目的としています。

対象となる障害のある人

身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）・そのほかの心身の機能の障害がある人で、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態の人（障害者手帳を持っていない人も対象となります）。

社会的障壁とは？

障害がある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものをさします。具体的には、通行の支障となるものや利用しにくい設備・施設、利用しにくい制度、障害のある人を意識しない習慣・文化・障害のある人の偏見などです。

『障害者差別解消法』のポイント

障害を理由とした差別解消のため、障害のある人に対する「不当な差別的な取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

対象機関等	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	不当な差別的取り扱い禁止	法律的義務（障害者に対し合理的配慮を行わなければならない）
民間事業者 （個人的事業者・NPO法人等も含む）		努力義務（障害者に対し合理的配慮を行なうよう努めなければならない）

不当な差別的扱い

不当な差別的扱いとは、障害を理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限・条件をつけたりすることです。

●具体的な事例

- ▼お店に入ろうとしたら、車いすを利用することを理由に入店を断られた
- ▼アパートやマンションを借りようとして障害があることを伝えたと、そのことを理由に貸してくれなかった
- ▼障害があることを理由に施設の利用や習い事の入会を断られた

合理的配慮の不提供

合理的配慮の不提供とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、「負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮」を行わないことです。

●具体的な事例

- ▼交通機関を利用したいときに、どの乗り物に乗ったらいいかわからないので職員に聞いたが、分かるように説明してくれなかった
- ▼災害時の避難所などで聴覚障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった
- ▼車いすの使用・補装具の使用・盲導犬や介助犬を同伴していること等を理由として、正当な理由なく差別的行為を受けた

■合理的配慮の具体的例

- ▼車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすること
- ▼視覚障害のある人に書類など内容を読み上げながら説明すること
- ▼聴覚障害のある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をすること



『障害を理由とする差別の解消の推進に関する阿見町職員対応要領』を策定しました

■要領の概要

- ▼『障害者差別解消法』では、町などの地方公共団体は、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即し、行政機関の職員が、障害を理由とする差別の解消に関して適切に対応するために必要な要領を定めるよう規定されています
- ▼この『障害を理由とする差別の解消の推進に関する阿見町職員対応要領(以下「要領」)』は、法律に基づき、町職員がその事務またはその事業を行うに当たり、障害を理由として障害のある人に不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないと不当な差別的取扱いを禁止しています
- ▼また、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、障害のある人の性別・年齢・障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮を行わなければならないとしています
- ▼この要領は、町ホームページおよび役場社会福祉課の窓口で閲覧することができます

障害者差別に関する相談窓口(役場社会福祉課内)の設置

障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮に関して、障害のある人やその家族等からの相談を受けるための相談窓口を役場社会福祉課内に設置しています。

相談窓口	役場社会福祉課(中央1-1-1) ☎ 888-1111(内線161)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日・年末年始を除く
相談内容	障害を理由とする不当な差別的取扱いに関すること
相談方法	相談の方法(来訪・電話・郵便・ファクシミリ等)は問いません

町障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別に関する相談の事案について、情報共有や差別の解消に向けて効果的な検討を進めていくため、『阿見町障害者差別解消支援地域協議会』を設置しています。

この協議会では、地域の関係機関が連携して情報を共有しながら、相談事案の解決を後押しするための協議を行い、県の障害者差別解消支援協議会に情報提供を行い、また関係機関に対して協力を求めています。協議していくことで、地域ぐるみで障害者差別解消に向けた取り組みを進めていきます。

■もっと詳しく知りたいときは・・・

国・県のホームページでは、さらに詳しい関連資料や詳しい取り組みが掲載されています。

- ▼内閣府ホームページ: 障害を理由とする差別の解消の推進
URL: www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html
- ▼茨城県ホームページ: いばらきの障害福祉政策⇒差別解消の推進について
URL: www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/8.html

手続きをお忘れなく！

児童手当制度

6月は現況届の提出時期です



子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

■児童手当制度の目的

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されるものです。

■対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人で町内に住民登録がある人

■新たに児童手当の支給を受けるための手続き

出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて15日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください。

■支払月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します

■支給額

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

▼第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子のうち、3番目以降の子を指します

▼中学校を修了した子は手当の支給対象とはなりません。養育している子とみなします

■所得制限

扶養親族数	所得制限額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円

▼児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、手当の月額は児童の年齢に関係なく5,000円となります

▼所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。配偶者および同居の家族の所得は合算しません

■現況届の提出

児童手当を受給している人は、毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、『児童手当現況届』を提出していただきます。5月分まで手当を受給していた人には、6月中旬に書類を送付しますので、同封の案内を確認のうえ、下記へ提出してください。『児童手当現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期限:6月28日(金)まで ※土・日を除く ▼提出先:役場1階子ども家庭課

▼必要書類:▼児童手当現況届▼厚生年金等加入者の場合:健康保険被保険者証の写し(町国保加入者は健康保険被保険者証の写しは必要ありません)▼平成31年1月2日以降に阿見町へ転入した場合:平成31年1月1日現在の住所地をご記入ください▼児童と別居している場合:『児童手当・特例給付別居監護申立書(対象者には封入して送付します。封入されていない場合は子ども家庭課窓口でご請求ください)』

熱中症・蚊・食中毒に 気をつけましょう

より詳しい情報は、町ホームページ健康づくり課「予防接種・感染症」をご覧ください。
ホームページアドレス：http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/20-5-0-0-0_1.html



健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

熱中症に気をつけましょう

熱中症とは

高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かず、体内に熱がこもった状態です。熱中症になると、めまい・頭痛・吐き気・身体のだるさ等の症状が現れ、ひどいときは意識障害や死に至ることもあります。

熱中症が疑われる時は

- ▼涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、濡れたタオルなどで体を冷やす
- ▼水分・塩分の補給
- ▼意識がないときは、すぐに救急車を呼んでください

気温が高なくても

- ▼湿度が高い・風が弱い日や暑さに慣れていない時は注意！
- ▼高齢者や子どもは特に注意！

熱中症の予防

外出時には
▼こまめな休憩と水分補給・日傘や帽子の着用・日陰の利用
▼通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服の着用
▼気温が高い日には、日中の外出をできるだけ控える

家では
▼扇風機やエアコンで室温をこまめに調節する
▼こまめな水分補給
▼遮光カーテン・すだれ・打ち水を利用する

蚊を媒介する病気「デング熱・ジカ熱」にご注意ください

「デング熱・ジカ熱」とは

ヒトスジシマ蚊により媒介する感染症です。原因となるウイルス等を保有する蚊に刺されて感染した場合、デング熱では出血を伴うデング出血熱となり重症化する場合やジカ熱では妊婦が感染すると小頭症等の先天性障害を持つ子どもが生まれる可能性があります。ヒトスジシマ蚊が生息する熱帯亜熱帯地域に旅行する場合は特に注意が必要です。

「デング熱・ジカ熱」の予防方法

① 蚊に刺されない	長袖・長ズボンの衣服を着用するなどして肌の露出を避け、虫除けスプレーを使用する
② 蚊の発生を防ぐ	家の周囲の水たまりをなくす

食中毒を予防しましょう

6月は梅雨入りとともに気温・湿度が上昇し、食中毒が増える時期です。食中毒予防の三原則は食中毒菌を「付けない増やさない殺菌する」です。「食中毒予防の6つのポイント」をきちんと行い家庭から食中毒をなくしましょう。

食中毒予防の6つのポイント

① 食品の購入	生鮮食品などのように冷蔵・冷凍等の温度管理の必要な食品はすぐに持ち帰りましょう
② 家庭での保存	冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に維持することが目安です
③ 料理の下準備	こまめに手を洗い、包丁やまな板は、肉や魚を切ったあとに一度熱湯で洗いましょう。できれば、肉用、魚用、野菜用とそれぞれ別々にそろえましょう
④ 調理	加熱して調理する食品は中心部まで十分に加熱しましょう
⑤ 食事	調理前の食品や調理後の食品は、室温に長く放置してはいけません
⑥ 残った食品	残った食品を温め直す時も十分に加熱しましょう

6月4日～10日は歯と口の健康週間です

歯と口は食べる・飲む・話す等の日々の生活で欠かせないものであり、健康な生活を送る上での基本となるものです。毎日の歯みがきと年に一度の歯科受診を継続していきましょう。

総合健診・成人健康づくり健診 (集団健診)

を行います



健康づくり課健康推進係 ☎888-2940

病気の早期発見・早期治療、生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に1回の健康診査を受けて、自分の健康状態を把握することで、健康的な生活習慣を身につけましょう。

健診項目 ※町国保の人間ドック・脳ドックや、医療機関健診で受診していない項目のみ受診可

20～39歳の人

●対象年齢は令和2年3月31日までの到達年齢

健康診査	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測(腹囲含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※オプション検査として、貧血検査や眼底検査、心電図検査を追加できます。健診当日にお申し込みください	1,000円

40歳以上の人

●対象年齢は令和2年3月31日までの到達年齢

健康診査	対象年齢	検査内容	自己負担額
特定健診(町国保)	40～74歳	問診・身体計測(腹囲含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血)・眼底検査・心電図検査	1,300円
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降(65歳以上の一部対象者)	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※オプション検査として1,300円をお支払いいただくことで貧血検査・眼底検査・心電図検査のセット検査を追加できます。健診当日にお申し込みください	無料

がん検診	対象年齢	検査内容等	自己負担額
胃がん検診	40歳以上	胃レントゲン検査(バリウム検査)	1,100円
肺がん検診	40～64歳	胸部レントゲン検査	300円
結核・肺がん検診	65歳以上	胸部レントゲン検査	無料
かくだん 喀痰検査	40歳以上の該当者	かくだん 喀痰細胞診(痰の検査) ※対象:肺がん検診を受ける人のうち、『喫煙年数×1日の本数』が600以上の人(健診当日に痰を取るための容器を配布します。後日、指定された日に容器を提出していただきます)	800円
大腸がん検診	40歳以上	免疫便潜血検査(検便2日分)	600円
せん 前立腺がん検診	50歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	700円
肝炎ウイルス検診	40歳以上の該当者	血液検査(B型肝炎・C型肝炎のウイルス検査) ※対象:これまで肝炎ウイルス検診を受けたことがない人	800円

健診日程 ※健診項目により実施日時が異なります

胃がん検診を受診する人の健診日程

※ 20～39歳の人と40歳以上で胃がん検診を受診する人が対象。
胃がん検診とその他のがん検診や特定健診等と一緒に受診できます

健診項目: 胃がん検診、肺がん・結核検診、喀痰^{かくたん}検査、大腸がん検診、前立腺^{せん}がん検診、肝炎ウイルス検診、
特定健診、後期高齢者健診、成人健康づくり健診

期 日	会 場	受付時間
8月26日(月)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	全日程共通 ①午前 7時～7時45分 ②午前 8時～8時45分 ③午前 9時～9時45分 ④午前 10時～10時45分
8月27日(火)		
8月28日(水)	かすみ公民館	
10月6日(日)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
10月7日(月)		
10月8日(火)		
10月9日(水)		
11月7日(木)	本郷ふれあいセンター	
11月8日(金)		

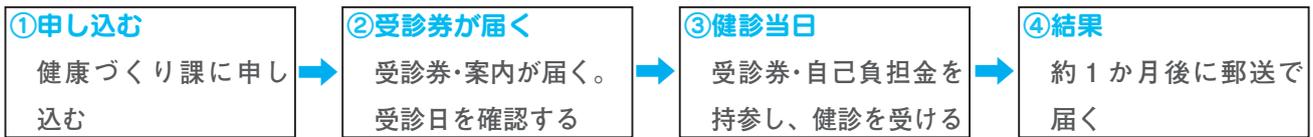
胃がん検診を受診しない人の健診日程

※ 20～39歳の人と40歳以上で胃がん検診を受診しない人が対象。胃がん検診以外のがん検診と特定健診等が受診できます

健診項目: 肺がん・結核検診、喀痰^{かくたん}検査、大腸がん検診、前立腺^{せん}がん検診、肝炎ウイルス検診、特定健診、
後期高齢者健診、成人健康づくり健診

期 日	会 場	受付時間
8月22日(木)	午前・午後: かすみ公民館	全日程共通 ①午前 9時30分～11時 ②午後 2時～3時
11月15日(金)	午前・午後: 総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月26日(火)		
11月27日(水)	午前: 舟島ふれあいセンター	
	午後: 総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月29日(金)	午前: 君原公民館	
	午後: 総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月1日(日)	午前・午後: 総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月3日(火)		
12月5日(木)	午前・午後: 本郷ふれあいセンター	
12月6日(金)		
12月10日(火)	午前・午後: 総合保健福祉会館『さわやかセンター』	

集団健診の流れ ※健診を受診するためには、事前の申し込みが必要です



申込期間

6月17日(月)まで(必着)

※お申し込みされた人には、7月下旬～8月上旬に集団健診の受診券・ご案内が届きます

申込方法

下記①②いずれかの方法でお申し込みください

※令和2年3月31日までに40歳・45歳・61歳になる人と、令和2年3月31日時点で41歳以上の人のうち、過去2年間に町が実施した特定健診・各種がん検診を受診した人は5月下旬に健康づくり課から送付された『平成31年度総合健診申込用紙』でもお申し込みいただけます

- ① 29ページの健診申込用紙に必要事項を記入し、①②いずれかの方法で申し込む
 - ①健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』)窓口に来館して申し込む
 - ②はがきまたは封筒により下記へ郵送で申し込む
- ② インターネットから申し込む(下記申込用二次元コードを読み取ることで、申し込み画面にアクセスできます)

※電話やファックスによる申し込みはできません

※申し込みされた日時が希望者多数の場合、事前の連絡なく希望日時以外の日程でご案内させていただくこともあります。ご了承ください(先着順ではありません)

申込先

- ① 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)
- ② https://s-kantan.jp/town-ami-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=9266

申込用二次元コード▶



自己負担額の免除

下記に該当する人は、町が実施する健診は無料になります。健診当日に手帳等の証明できるものをご提示ください。

- ▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級の人
- ▼精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の等級が1級の人
- ▼療育手帳に記載されている障害の程度が㊤またはAの人
- ▼生活保護受給者

申込用紙

令和元年度 総合健診・成人健康づくり健診申込用紙

住所 阿見町

氏名

性別

生年月日

年齢

歳

令和2年3月31日時点

① 受診する健診名の左側の空欄に○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	成人健康づくり健診	20～39歳
<input type="checkbox"/>	特定健診(町国保)	40～74歳
<input type="checkbox"/>	後期高齢者健診	75歳の誕生日以降 (65歳以上の一部対象者)
<input type="checkbox"/>	胃がん検診	40歳以上
<input type="checkbox"/>	大腸がん検診	
<input type="checkbox"/>	肺がん検診 (胸部レントゲン検査)	40～64歳
<input type="checkbox"/>	結核・肺がん検診 (胸部レントゲン検査)	65歳以上
<input type="checkbox"/>	前立腺がん検診	50歳以上(男性のみ)
<input type="checkbox"/>	喀痰検査	40歳以上(該当者のみ)
<input type="checkbox"/>	肝炎ウイルス検診	

町国保以外の人で特定健診を希望する人は左側の空欄に○をつけてください

<input type="checkbox"/>	特定健診(阿見町国保以外※)	40～74歳の被扶養者
--------------------------	----------------	-------------

② 電話番号と健診の希望日を記入してください。

電話番号	— —				
健診希望日	なし	あり:	月	日	時

※町国保以外の保険(社会保険等)に加入の人で特定健診を希望する場合

町の集団健診で特定健診を受診できるかを、加入している社会保険の保険者にご確認のうえ、お申し込みください。なお、健診当日に保険者から発行される特定健診受診券と保険証がない場合は、特定健診を受診することができませんのでご注意ください。

がんの早期発見には、定期的に検診を受けることが最善の方法です

がん検診を受ける人は、必ずお読みください

- がん検診を受けることでがんによる死亡リスクが減少します
- がん検診で「要精密検査」になった場合は、その後必ず精密検査を受けてください
- 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのにそのがんを見つけれない場合もあります
- 気になる症状がある場合は、次の検診を待たずに医療機関を受診してください
- がん検診は町と各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は各関係機関で共有されます

『ありがとう 30 周年！ 縁これからも』

●まい・あみ・まつり 2019 ●

日時:8月3日(土)・4日(日) 午後3時～9時

メイン会場:まい・あみ・特設ステージ

および まい・あみ・ストリート (通称)

『まい・あみ・まつり 2019』のテーマが『ありがとう 30 周年！縁これからも』に決定しました。今月号では、『まい・あみ・まつり 2019』の概要と実行委員会の皆さんを紹介します。

『まい・あみ・まつり』は、家族や地域の絆を大切に、人と人のつながりを通して、潤いと活力のあるまちづくりを目標とする町最大のイベントで、今年で30回目を迎えます。実行委員一同、『まい・あみ・まつり 2019』の成功に向け準備に取り組んでいますので、皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

まい・あみ・まつりクリーン3か条

1. ごみの持ち帰りに協力します
2. ごみを指定の場所以外には捨てません
3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

去年は皆さまのご協力により会場内がきれいに保たれました。ご協力ありがとうございました。

楽しいまつりのための約束だよ！



■まい・あみ・まつり 2018



広報協賛金部会



前列左から:今井一晶(一般応募)、高山聡(町商工会)、宮本太郎(町社会福祉協議会)、横田哲也(JA水郷つくば)

後列左から:齋藤慎一(阿見ライオンズクラブ)、大山雪子(町商工会)、齋藤光子(町商工会)、野口茜(役場)、石部克彦(30周年準備委員会)、大江信吾(町建設業組合葵会)

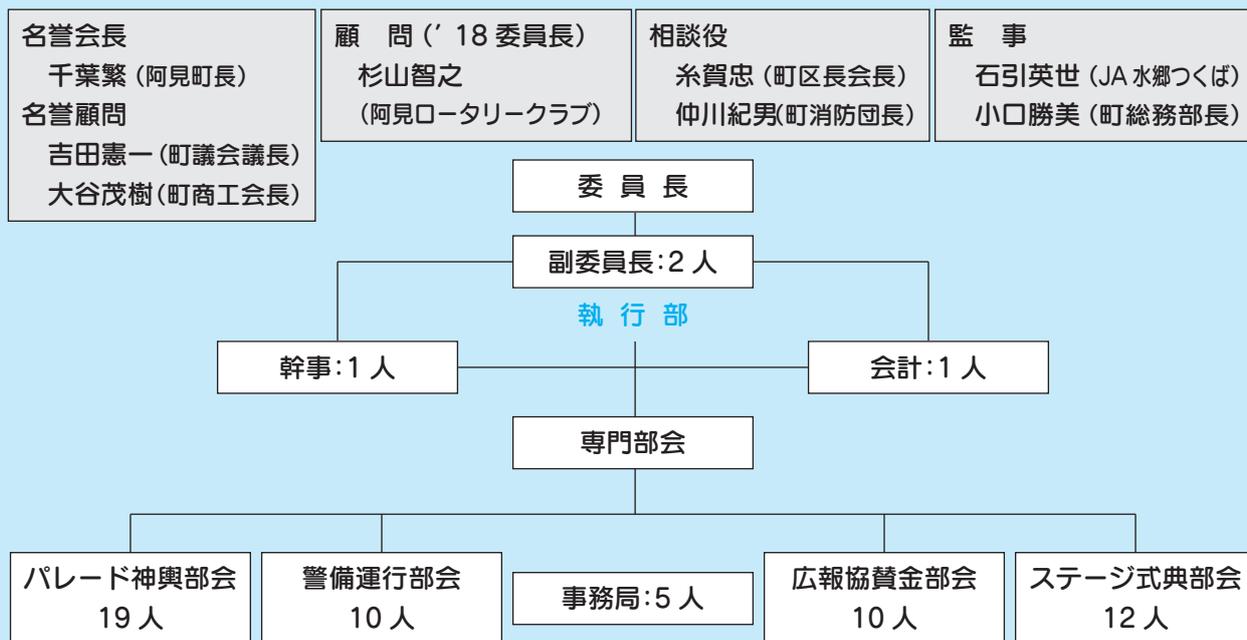
本部役員



前列左から:黒岡佳代(会計=役場)、小柳望(副委員長=茨城 YOSAKOI 小柳組)、吉田貴洋(実行委員長=阿見ロータリークラブ)、久保谷敦(副委員長=町商工会)、関山学(幹事=役場)

後列左から:宮内博子(事務局=臨時職員)、東智子(事務局=役場)、石神和喜(事務局=役場)、本橋大輔(事務局=役場)、山本英宏(事務局=役場)

●実行委員会組織図●



平成 31 年 4 月 17 日現在



パレード神輿部会

前列左から:本多勲 (町区長会)、飯塚花菜 (東睦)、大久保幸男 (阿見神輿連合)、小柳稔 (茨城 Y O S A K O I 小柳組)、佐藤心 (錦織姫)、小柳鈴 (茨城 Y O S A K O I 小柳組)
中列左から:窪庭幸子 (よさこい雅)、中嶋香世 (よさこい雅)、湯原智子 (役場)、江原美保子 (天翔如人)、村野定雄 (30 周年準備委員会)、矢野安子 (天翔如人)、菊池映子 (曙獅子連)、吉田雅之 (青宿むつみ会)、清水直美 (桜睦会)、荒井敏雄 (阿見神輿連合)、
後列左から:谷賢 (三頭獅子神輿会)、長嶺颯汰 (錦織姫)、畑野祐介 (青宿むつみ会)

ステージ式典部会



前列左から:宮本和浩 (一般応募)、野口雅敏 (霞ヶ浦成人病研究事業団)、小室秀敏 (町商工会)、野口テルコ (30 周年準備委員会)、村川菜菜 (県立医療大学)、石菜々花 (県立医療大学)
後列左から:飯田美香 (役場)、花嶋凌介 (茨城大学農学部)、内田晋 (茨城大学農学部)、小林拓朗 (茨城大学農学部)、新野雅史 (東京医大)、内田洋輝 (東京医大)

警備運行部会



前列左から:今井繭人 (朝日燃料支処)、諸岡信也 (中七ヶ関東)、後藤和希 (町金融団)、軍司健一 (役場)、濱本大地 (町金融団)
後列左から:尾口千里 (武器学校)、工藤寿江 (町体育協会)、渡部儀勝 (町体育協会)、川口功 (武器学校)
その他:松浦健一 (30 周年準備委員会)

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

予科練平和記念館収蔵資料展「それぞれの記憶」の開催

収蔵資料展を開催いたします。昨年度に引き続き、予科練平和記念館へご寄贈いただいた多くの資料の中から、いまだ展示されていないものを中心とした収蔵資料展を開催します。

- ▼期 日:5月28日(火)～9月1日(日)
※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)
- ▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展チケットでご覧いただけます

無料開館日(阿見大空襲の日)

『阿見大空襲の日』に合わせて、予科練平和記念館を無料開館します。

昭和20(1945)年6月10日、町は大規模な空襲を受けました。予科練教育を行っていた土浦海軍航空隊をはじめ、民間の犠牲者も多数出ており、現在も毎年6月10日には土浦市法泉寺にて慰霊祭が行われています。

- ▼期 日:6月10日(月) ※翌11日(火)は臨時休館
- ▼時 間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

『零戦』実物大模型を展示しています

予科練平和記念館開館5周年記念事業で製作した、実物大『零式艦上戦闘機二一型(零戦)』模型を展示しています。

毎週日曜日および祝日に、格納庫前に引き出して展示しますので、ぜひご覧ください。

- ▼公開日:開館日に公開 ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館。雨天および強風の場合は公開中止
- ▼時 間:午前9時～午後4時30分
- ▼場 所:予科練平和記念館隣接の格納庫および格納庫前
- ▼観覧料:無料



▲実物大で再現された『零戦』

◎学芸員のつぶやき

今回は阿見出身の予科練習生木村孝正氏の日記から、昭和17(1942)年6月6日土曜日の内容をご紹介します。当館2室「訓練」でご紹介していますが、予科練訓練の時間割には「球技」の時間があります。この日、木村さんたち予科練習生は午前中の通常日課を終えると、午後から立教大学の大学生とラグビー(ラグビー)の交流試合を行いました。予科練は横須賀にあったころからラグビーの対外試合をおこなっていたのですが、試合結果は散々なものでした。

40対0で予科練の惨敗で、木村氏いわく「先づ体力からして違ふ。丸太棒にマッチ棒の試合である」と記述しています。栄養状態の違いなのか、年齢の違いなのか、両方なのか。

厳しい訓練を続ける軍人さんと言えども、精神力ではどうにもならなかったようです。

6月5日は『環境の日』です

環境保全・補助金制度のご案内

生活環境課 ☎888-1111 (252)

下記補助金については、役場2階生活環境課にて受付を行います（土・日・祝日・年末年始等を除く午前8時30分～午後5時15分）。

スズメバチ駆除費補助金制度

町では、町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。アシナガバチやミツバチ等、スズメバチ以外の蜂は対象にはなりません。

▼対象者：次のすべての要件を満たす人

▼スズメバチが営巣している町内の土地・建物の所有者、管理者、賃借する個人

▼申請日において町税を滞納していないこと

▼補助額：スズメバチの巣の駆除処理1件につき、駆除処理に要した費用の2分の1の額（100円未満は切捨て）※上限15,000円（予算がなくなり次第終了）

▼申請方法：スズメバチの巣の駆除処理を実施した日から1か月以内に、必要書類①～⑤を持参のうえ生活環境課に申請する

▼必要書類：①補助金交付申請書（申請時に窓口でも記入できます）②巣の駆除処理に要した費用の領収書の写し③巣の駆除前および駆除後の写真④印鑑⑤申請者の口座番号がわかるもの

子ども会リサイクル環境教育活動

町では、資源物を回収した子ども会に対して助成金を交付しています。環境教育の一環として、子ども達のリサイクルに対する理解と関心を深めることを目的としています。

▼助成内容：▼回収した資源物に対して1キログラムあたり5円を乗じた額を助成金として交付（10円未満切捨て）▼年度内に3回の活動分まで

平成30年度子ども会による資源物の回収実績（キログラム）						
新聞紙・雑誌	牛乳パック	段ボール	かん	布	びん	合計
55,510	196	15,890	2,167	1,570	20	75,353



▲子ども会のリサイクル活動

〈広告欄〉

畳 新畳 表替 裏返し
見積り無料 家具移動無料 当日納品
創業80年 一級技能士 品質管理者
(有) 鈴木畳材料店
土浦市小岩田東2-2-1 工場 土浦市小松3-12-38
tel 029-821-0706 tel 029-821-5997
fax 029-822-0714

住まいに関わる事ならお任せ下さい

新築
不動産

小修理から
増築
リノベーション

町の小さな
雑貨屋さん

nello design 〒300-0332 株式会社 ネロ・デザイン
稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102
TEL. 029-888-6119 FAX. 029-887-4510
http://www.nellodesign-iecoco.com/

まちの できごと

災害時における相互応援 に関する協定を締結

3月22日、町は静岡県御殿場市・千葉県酒々井町と1市2町において、「災害時における相互応援に関する協定書」を締結しました。この協定により、協定自治体いずれかの地域で地震等の大規模災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援を行い応急対策・復旧活動を迅速かつ円滑に遂行します。



左から千葉町長、御殿場市若林市長、酒々井町小坂町長

「実穀小学校おそужいプロジェクト」実施

3月24日、有志のボランティアにより閉校式から1年が経過した旧実穀小学校の校舎清掃を行いました。旧実穀小学校に通っていた児童・卒業生・先生・ご近所の住民等、予想を上回る合計115人も皆さんに参加いただきました。1年間締切だった教室の窓が開き、校舎には子ども達の放送の声や参加者の笑い声が響き渡りました。



インフォメーション

募集 「自分に合った働き方を見つけてよう！」開催(無料)

「扶養に関する税の仕組み」「103万円」「130万円」等の壁の意味・パートの年収と所得社会保険等について今知っておきたい大切なことを学びます。自分や家族にとつてどのような働き方を選んだらいいのか一緒に考えてみませんか？
パート就労中・求職中・近い将来働きたい人必見です。

日時 6月29日(土)午前10時～11時30分
場所 中央公民館2階学習室C
講師 山口京子氏(県金融広報委員会金融広報アドバイザー)
募集人数 30人(定員で締切)
申込方法 電話または直接左記に申し込む ※子ども連れでの参加可、託児(1歳以上の未就学児)要予約
町男女共同参画センター
☎896-3181

代外 町シルバー人材センター 入会説明会開催

日時 6月18日(火)午前9時30分から1時間程度
場所 町シルバー人材センター

(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)
対象 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)
☎888-20036
公社町シルバー人材センター

代外 霞ヶ浦高校から①② 吹奏楽部第6回定期演奏会

日時 6月8日(土)午後2時から(開場:1時30分)
場所 ノバホールつくば市吾妻
②チアダンス部・吹奏楽第12回合同発表会同時開催文化部作品展
日時 6月16日(日)午後1時30分から(開場:1時)
場所 つくば市立市民ホール
くさざき(つくば市小荳)
その他 入場無料。申込不要
霞ヶ浦高等学校①俣野・渡邊②俣野・渡邊
☎887-10013

代外 前川喜平さんが語る「ことも☆いのち☆ゆめ」開催

日時 6月8日(土)午後2時～4時30分(開場:1時30分)
場所 牛久市中央生涯学習センター(牛久市柏田町)
参加料 前売:700円・当日:800円 ※大学生以下・障がい者無料
憲法9条牛久の会 山本
☎874-15288

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり **住まいのことなら 美都住建へ**

～自分らしい生活～ **介護住宅改修**
○介護保険を上手に使う
○手調対、バリアフリー

～健康・快適住宅～ **抗酸化工法の家**
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのない家

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許(般-29)第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【阿見店】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら **LIXILリフォームショップ**

茨城県知事免許(5)第5548号
有限会社 美都ツ和

<住まいの相談室>
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目 45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200



募集『まい・あみ・まじ』
出演者募集

- ステージ式典部会
- まい・あみ・アンバサダーオーディション
- ▼内容 まい・あみ・まつりのPRや町の観光事業などに協力してくれる明るく元気なアンバサダー(大使)3人を選びます。ステージ上で自己PRなどをしていただきます。
- ▼対象 町内在住または在勤・在学で18歳以上の人(男女および既婚・未婚は不問)
- ▼賞品 大使3人に商品、参加者全員に参加賞
- ▼募集人数 20人程度
- ▼1マイアミフェス②マイアミフェスII
- ▼内容 ①中学生以下の子どもによるステージパフォーマンス②高校生以上によるステージパフォーマンス
- ▼対象 町内に在住・在勤・在学している人
- ▼その他 ▼参加賞あり▼1組5分以内▼申込多数の場合、抽選の場合あり▼進行上バンド等の準備時間を要するものは不可
- ▼お願い マイアミフェスに参加を希望する団体は協賛金のご協力をお願いします。詳細は下記にお問い合わせください

パレード神輿部会
ストリートの催し

- ▼大人神輿
- ▼神輿未経験者または神輿の会に所属していない人で、神輿を担いでみたいという人を性別・年齢に問わず募集します(受入れ団体は実行委員会で指定します)
- ▼ねばねば音頭参加者募集
- ▼浅野さん・泉水さんとともに「ねばねば音頭」を踊りましょう! 当日の飛び入り参加大歓迎です
- ▼盆踊り
- ▼「阿見音頭・新阿見音頭」を踊ります。小人数の参加申込も可能です
- ▼サブステージの催し ※今年新たに屋台村奥にサブステージを設けます
- ▼JAZZ・POP
- ▼JAZZやPOPなど、演奏・歌声を披露する出演者(音響機材等各自持ち込みができる人)を募集します。演奏時間は申込状況により調整させていただきます。 ※バンド等の準備時間を要するものは不可
- 申込方法 6月14日(金)までに電話または直接左記に申し込む ※土・日を除く午前9時~午後4時
- まい・あみ・まつり実行委員会事務局 ☎888-1111(303)

募集『池上洋通講演会』
参加者募集(無料)

- ▼日時 6月30日(日)午後2時から(開場:1時30分)
- ▼場所 かすみ公民館
- ▼内容 「子どもから高齢者までともに歩む阿見町をつくる」
- ▼講師 池上洋通氏(地方自治研究者)
- ▼定員 180席(定員で締切)
- ▼申込方法 6月25日(火)までに電話・フアクシミリまたは直接左記に申し込む。講演名・申込者全員の名前・電話番号をお伝えください(4人まで申込可) ※月曜日(月曜日が祝日の場合火曜日)を除く
- 生涯学習課(中央公民館内) ☎300-0333 阿見町若栗1886-1 ☎888-2526 ☎888-0032

お知らせ
6月の休日当番医が変更になりました

- ▼広報あみ5月号お知らせ版(5月14日発行)8ページに掲載した6月の休日当番医について、左記のとおり変更がありましたのでお知らせします。
- 変更前
- ▼6月23日:なるしま内科医院
- ▼6月30日:まつばらウイメンズクリニック
- 変更後
- ▼6月23日:まつばらウイメンズクリニック

6月30日:なるしま内科医院
健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

- ▼募集『介護者交流会』参加者募集(無料)
- ▼期日 6月18日(火)午後1時30分~3時
- ▼内容 笑み筋体操と訪問介護~わらって介護。笑顔で毎日を元気に~
- ▼講師 林啓子氏(らふえる訪問看護ステーション管理者)
- ▼場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」2階講座室
- ▼対象 自宅で高齢者等を介護している人
- ▼募集人数 20人(定員で締切)
- ▼持参品 筆記用具 ※動きやすい服装でご参加ください
- ▼申込方法 6月14日(金)までに電話で左記に申し込む
- 町地域包括支援センター ☎887-8124

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

- ▼ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。
- ▼日時 6月4日(火)~6日(木)、11日(火)~13日(木)
- ▼日没から約3時間以内(各機2時間基準)
- 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎842-11211(3420)

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
アミ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00~午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp 宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

人権・行政相談

日時 6月6日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回(第1水曜日) 午後1時～3時30分
※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費生活相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月～金曜日 ※4月1日以降は火曜日は休み
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第1・3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
※弁護士相談:第1水曜日のみ実施
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・
定例相談等のテレホンサー
ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,684人 (+103) ▽5月1日現在
- 男性 23,641人 (+58) ▽常住人口ベース
- 女性 24,043人 (+45) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,817世帯 (+116) ▽情報広報課調べ

6月の納税等

町・県民税(1期)

7月の納税等

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
介護保険料(1期)

納期限 7月1日(月)

納期限 7月31日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 4月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	122件(537)
出場件数 177件(761)	交通事故	6件(57)
	一般負傷	27件(97)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	22件(70)
	合計	177件(761)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店